

沖縄県公立大学法人評価委員会の役割について

(1) 設立団体の長に意見を述べること（地独法第11条第2項第1号関係）

- ・ 設立団体の長が中期目標を定め、又は変更しようとするときの意見（法第25条第3項）
- ・ 出資等に係る不要財産の納付を設立団体の長が認可しようとするときの意見（法第42条の2第5項）
- ・ 出資等に係る不要財産を譲渡し、その収入の納付を設立団体の長が認可しようとするときの意見（法第42条の2第5項）
- ・ 条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供することを設立団体の長が認可しようとするときの意見（法第44条第2項）
- ・ 法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に係る設立団体の長への意見の申出（法第56条第1項（法第49条第2項準用））
- ・ 定款の変更により設立団体の数を減少させる場合に財産処分を必要とするときの意見（法第67条第2項）
- ・ 公立大学法人が作成する中期計画を設立団体の長が認可しようとするときの意見（法第78条第4項）
- ・ 中期目標期間の終了時において、設立団体の長が法人の業務を継続させる必要性、組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっての意見（法第79条の2第2項）

(2) 公立大学法人の業務の実績を評価すること（地独法第11条第2項第2号関係）

- ・ 公立大学法人の毎事業年度に係る業務の実績等についての評価（法第78条の2第1項）
 - 中期目標期間における評価は、学校教育法に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる（法第79条）
- ・ 公立大学法人に対する評価結果の通知等に係る設立団体の長への報告及び公表（法第78条の2第5項）

(3) 公立大学法人に勧告すること（地独法第11条第2項第3号関係）

- ・ 公立大学法人の毎事業年度に係る業務の実績等についての評価を行い、必要がある場合に業務運営の改善その他の勧告を行う（法第78条の2第4項）

(4) 関係設立団体の長に意見を述べること（地独法第11条第2項第4号関係）

- ・ 設立団体が設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人を吸収合併しようとする場合の意見（法第108条第2項）

(5) 関係設立団体の長に意見を述べること（地独法第11条第2項第5号関係）

- ・ 設立団体が設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との新設合併しようとする場合の意見（法第112条第2項）